

教育長
各部・室・局長

副区長 石川 義夫

平成27年度足立区行財政運営方針について(依命通達)

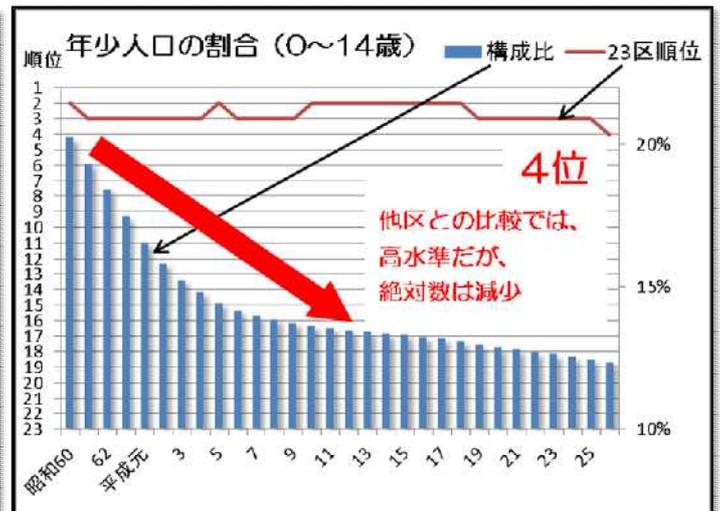
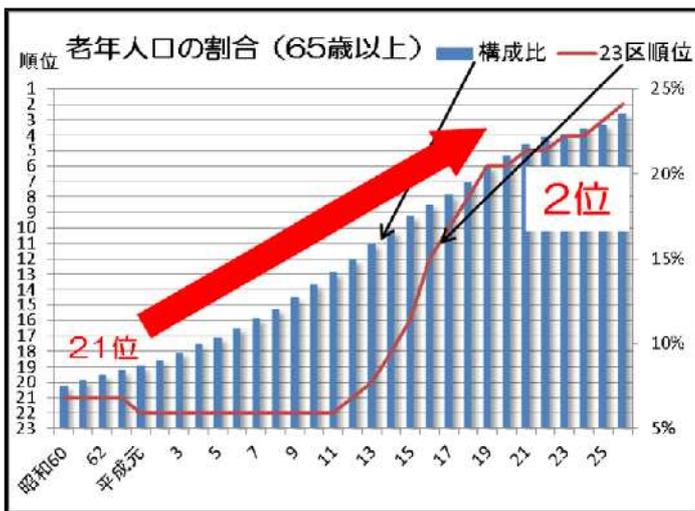
1 現状認識

(大きな変化の中にある区政)

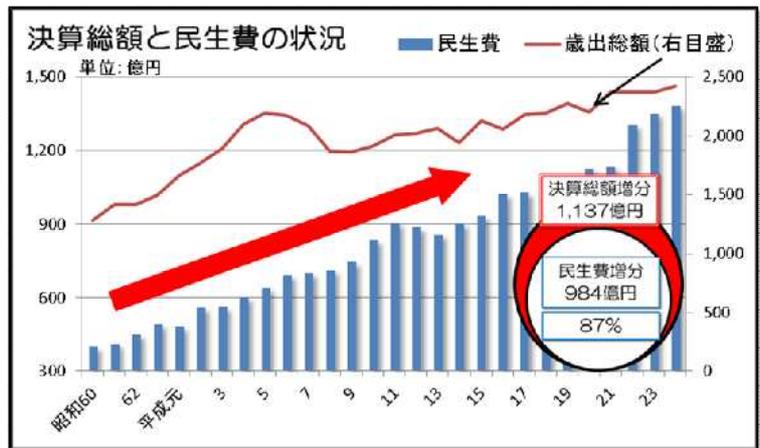
全国的に人口減少と少子高齢化が進行する中、国は「人口減問題の克服」をデフレ脱却と経済再生の次に乗り越えなければならない最大のハードルとして位置付けた。6月下旬に閣議決定された「骨太の方針」では、50年後も1億人の人口を保つため、抜本的な少子化対策を進め、人口減と低成長の悪循環を断ち切る必要があるとしている。

足立区も例外ではない。これまでは、長年にわたる都市基盤の整備と、近年の大学誘致や戦略的なシティプロモーションの展開等により人口の流入が続いていたが、昨年度に実施した人口推計によると、平成26年が人口のピークとなり、その後は減少に転じる見込みである。

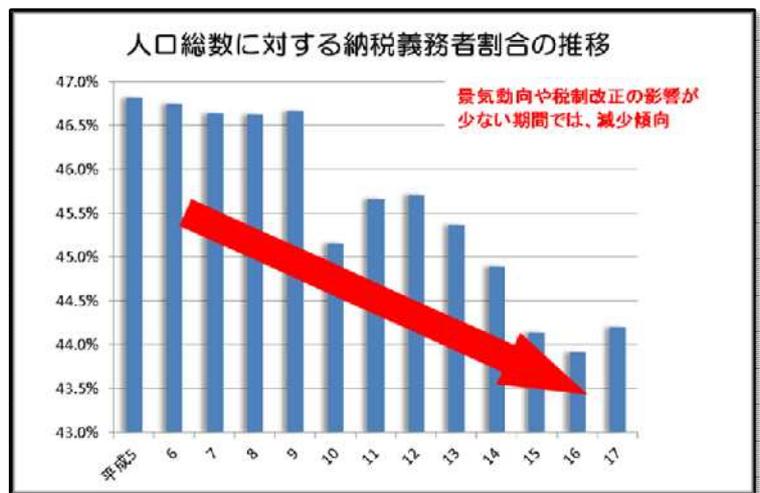
人口構造においては、特に高齢化が急速に進行している。昭和60年1月現在の老年人口の割合は7.5%、23区中21番目であったのに対し、平成26年1月現在では23.5%、23区中2番目に高い数値となった。年少人口の割合こそ、現在も23区中4番目に高い水準であるが、その絶対数は、大規模開発による人口流入のあった平成20年から22年を除き、この間、一貫して減少を続けている。



この人口構造の変化の影響は区の決算額に如実に表れている。普通会計決算の総額は、昭和60年度が1,283億円であったのに対し、平成24年度は2,420億円である。このうち民生費は、昭和60年度が399億円、平成24年度は1,383億円である。つまり、決算総額1,137億円の増のうち、984億円が民生費であり、その割合は87%に上る。



また、特別区民税納税義務者数は、景気動向や税制改正に左右されるため、昭和60年度以降の推移を見ても増減を繰り返しているが、その影響が少ない期間である平成5年度から17年度までを見ても、やはり高齢化の影響が表れている。総人口に占める納税義務者の割合は、平成5年度は46.8%（302,614人）であったが、それ以降は減少傾向が続き、17年度には44.2%（285,392人）にまで減少している。



今後は、人口の減少と少子高齢化がますます進行していく見込みであり、福祉需要をはじめとする行政需要のさらなる増大と納税者人口の一層の減少をもたらすことになる。また、老朽化した公共施設の更新と再配置が大きな課題となっている中、施設の利用需要も変化していくことが予想される。

(課題解消に向けた取組みの必要性)

「人口減問題の克服」は、社会保障や税制など、あらゆる分野の制度を見直し、国を挙げての取組みが必要となる。

一方、区として集中的に取り組むべきことは、今後の急速な人口構造の変化に対応し、区民への影響を最小限に抑え、区民サービスの水準を維持・向上させていくことである。区のボトルネック的課題の解消を急ぎ、人口構造の変化を見据えた施策を展開していかなければならない。

そのためには、これまで以上に効果的かつ効率的な行財政運営の実現に向け、区政改革を果敢に進めることが必要不可欠である。

2 基本方針

(将来を支える土台を築く)

人口構造の変化に対応し、区民サービスの水準を維持・向上させていくためには、次のような取組みが必要となる。

(1) ボトルネック的課題の克服

区のボトルネック的課題である「治安、学力、困窮の連鎖、健康」の一日も早い解消に向けた施策を戦略的に推進し、これまでの区の「弱み」を「強み」へと変えていく。

(2) 自治体間競争に勝ち抜く「魅力の創造」

都市基盤の整備、戦略的なエリアデザインや教育、保育など子育てのしやすい環境整備を進めることで、区の魅力を創造し、自治体間競争に勝ち抜く力を高めて、担税力のある若年層を呼び込み、定着させていく。

(3) 「地域のちから」の醸成

引き続き「自助・共助・公助」のあり方を見直すとともに、人と人との絆づくりに注力することで「地域のちから」を醸成し、そこで培った地域社会との協働関係をさらに確固なものにすることで新たな区政の担い手を発掘していく。その上で、区民や地域の自己責任だけでは解決できない領域での事業展開も積極的に進め、急増する高齢者が生きがいを持って暮らすことができる健康長寿社会を実現していく。

(4) 区政改革のさらなる推進

最少の経費で最大の効果を発揮することはもとより、区が真に担うべき役割を厳しく見極め、メリハリの利いた事業の選択と集中を行うとともに、専門定型業務の外部化を推進することで、増大する行政需要に対応するための人材と財源を生み出していく。

(5) 新たな課題に即応できる人材の育成と効果的活用

区政改革を着実に推進し、その成果を確かなものにしていくためには、職員一人ひとりが、区政の進むべき方向をしっかりと認識しなければならない。常に高いモチベーションを持ち、区が抱える課題の的確な現状認識と論理的な原因分析に基づいて課題を解決する能力を有する人材の育成に努めていく。

来る平成27年度は、職員が一体となって、積極果敢に区政改革に取り組むとともに、区民や地域との強固な協働関係を築くことで、区民が将来にわたり安心して暮らし続けることのできるまち「足立」の土台構築に向けた行財政運営を展開していく。

(新たな構想の策定に着手)

人口構造をはじめとする社会構造の変化が急速に進み、区が実施する施策及び事業に大きな影響をもたらしていること、また、現行の基本構想と基本計画の計画期間が平成28年度までであることから、新たな基本構想と基本計画を策定し、区が目指すべき将来像、あるべき姿を明らかにしていく必要がある。

そこで、新たな基本構想策定に向け、平成27年度からその検討に着手する。これに伴い、計画期間が平成26年度までである第二次重点プロジェクト推進戦略は、基本的な柱を維持しつつ、平成28年度まで延長する。

3 事業再編の考え方

(業務の可視化と標準化の推進とスクラップ・アンド・ビルドの徹底)

既存事業については、前例踏襲に流されず、例外なく全事業についてゼロベースでの見直しを実施する。見直しにあたっては、事業の必要性や効果について制度や事務事業の根本にまで遡って検証するとともに、必要性や効果が認められる事業であっても、真に行政が担うべきか、区民や民間企業・地域団体等と連携した展開は可能か等を検証し、事業の廃止、縮小、統合等を積極的に進めていく。継続する場合でも、最少のコストで最大のサービス提供を目指し、スケールメリットの発揮や民間活力の活用による効果的かつ効率的な事業体制を構築する。特に専門定型業務については、各所管において日頃から業務の可視化と標準化を推進することで、外部化の可能性を積極的に検討し、効果が認められる業務は外部化を実践していく。

また、生活保護等の給付事業については、区民の信頼を確保するため、事業の透明化や制度の適正化を図る。

新規事業については、将来的な財政負担を考慮しつつ、事業の必要性や有効性を見極めた上で、スクラップ・アンド・ビルドを徹底するとともに、独自の歳入確保を図る。

4 重点プロジェクト

(目標達成に向けたブラッシュ・アップ)

これまでの成果をさらに発展・拡充させるための磨き込みを行い、「地域のちから」の醸成と区のボトルネック的課題の対応について一層の進展を図っていく。

については、「子ども」「暮らし」「まちづくり」「経営改革」の4分野における重点目標を以下のとおりとし、目標達成のための事業を強力に推進していく。

各部においては、行政評価の結果を十分に踏まえるとともに、区民ニーズを的確に把握した上で、選択と集中による予算等の資源の最適配分を行うものとする。

(1)「子ども」(たくましく生き抜く力を育む)

就学前からの教育の充実を図り、学力の向上を目指す

多様な体験の場と機会を提供し、学ぶ意欲を育てる

こころとからだの健やかな成長を支援する

安心して働き子育てできる環境を整える

(2)「暮らし」(健やかで安心な暮らしを支える)

地域の絆を結び直し、新たな縁を創る

区民の健康を守り、長寿社会の基盤をつくる

就労と生活の安定を支援し、区民の暮らしを重層的に支える

地域経済の活性化を進める

環境に優しく、安心して暮らせる美しいまちを実現する

(3)「まちづくり」(安全でうるおいのあるまちをつくる)

エリアデザインをはじめとする戦略的なまちづくりにより都市機能を向上させる
災害に強いまちをつくる

緑豊かな自然環境を育み、特色ある公園をつくる

(4)「経営改革」(透明でわかりやすい区政を推進する)

庁内横断的な意思形成により、即応性ある政策マネジメントを実践する

税制改正等を視野に入れ、財政の健全性を確保する

新たな外部化推進による区民サービスの向上と経費縮減を図る

時代の変化によって生じる新たな課題に即応できる職員を育成する

シティプロモーションを強力に展開する

以上を踏まえ、平成27年度の組織運営、予算の見積りにあたっては、次の「組織・定数・任用管理方針」、「予算編成方針」に基づき、別に定める期日までに見積書等の関係書類を提出すること。

この旨、命により通達する。

【組織・定数・任用管理方針】

区は、組織体制の簡素合理化に不断に取り組み、最少の経費で最大の効果を発揮するため、効果的かつ効率的な区政運営を推進してきた。

職員定数の適正化については、平成21年3月に「定員適正化指針（第二次）」（以下「指針」という。）を策定し、21年度から28年度までの8年間で、対20年度との比較で8%、293人の定数削減を行うことを目標に掲げている。平成26年度までの6年間では、技能・労務系の退職不補充や指定管理者制度の導入等に加え、新たな定数削減手法として導入した専門定型業務の外部化により、270人の削減を実施し、目標の92.1%を達成している。

しかしながら、地方分権改革の進展に伴う地方への権限委譲や事務事業の増加、急速な少子高齢化に伴う福祉分野をはじめとした行政需要の高まりに加え、今後、見込まれる人口減少による影響を最小限に抑える様々な施策展開等を踏まえると、将来を見越した区政の土台を今から構築していくことが不可欠である。

そのためには、区が引き続き直接担うべき業務領域は何かを精査し、無駄のない事業体系を構築すると同時に、最適な事業主体を見極めつつ、専門定型業務の外部化を積極的に推進していくことが必要である。その上で、人口減少や少子高齢社会において区民の自己責任では解決できない課題への対応や、将来を支えていく子どもたちがたくましく生き抜くための力を育む施策、自治体間競争に勝ち抜くために担税力のある若年層の流入と定着を促進する施策など、必要急務の施策に対して人材と財源を集中投入できる環境を整備していかなければならない。

区民が誇りを持てる足立区の実現に向け、将来にわたって責任ある持続可能な公共サービスを提供していくために、限りある資源を効果的かつ効率的に活用し、果敢に挑戦を続ける攻めの区政運営を支える体制を構築していく。

以上を踏まえつつ、平成27年度の組織・定数管理方針及び任用管理方針を次のとおりとする。

組織・定数管理方針

1 組織・定数共通事項について

- (1) 組織の編成及び定数の配置については、各部へ委譲している権限を十分に活用するとともに、行政評価の結果等を踏まえ、組織・定数の効果的かつ効率的な体制構築に努めること。
- (2) さらに専門定型業務の外部化の推進など、新たな行革手法の開発・導入に積極的に取り組み、徹底した見直しを行うこと。

2 組織について

- (1) 組織の見直しにあたっては、これまで取り組んできた組織検討や行政評価の結果を踏まえ、政策経営部と十分協議の上進めること。
- (2) 類似事業の精査、事務事業の見直し等を徹底して行い、実施すべき事業、廃止統合すべき事業を的確に判断し、事務事業に応じた合理的な組織体制を編成すること。
- (3) 少人数の課・係は、原則として編成しないこと。原則として、課は3係以上、係は常勤3人以上とする。
- (4) 室長・担当課長は安易に設置しないこと。
- (5) 安易な組織の変更（名称変更含む）は行わない。窓口職場など、多くの区民が来所する組織については、特に考慮すること。
- (6) 公社等については、引き続き存立の意義と有効性の観点からそのあり方について検討すること。

3 定数管理について

- (1) 指針の内容を遵守し、全ての職種の定数の削減に努めること。
- (2) 配分した枠内であっても、実施すべき事業、廃止統合すべき事業を十分に精査し、定数の削減に努めること。
- (3) 行政サービス供給のあり方を検討し、多様な主体との協働関係の構築に向けて積極的に取り組み、定数の削減に努めること。
- (4) 電算システム開発に関連した定数については、情報システム委員会の承認がない場合、あるいは情報システム委員会の承認があっても財源的措置がなされない場合は、配分した枠内から必ず減じること。
- (5) 非常勤職員等（再任用・再雇用職員及び専門非常勤職員）については、指針における見直しの視点や活用基準等を踏まえ、適正かつ効果的な活用を図るものとする。特に、専門非常勤職員については、その職務の専門性を鑑み、常勤職員と比較して費用対効果の高い職域について活用するものであり、専門性が希薄な職についての安易な専門非常勤化は避けること。

4 組織・定数に関する権限委譲について

各部における組織・定数に関する権限と責任は以下のとおりとする。

(1) 組織

係編成は各部長の権限とする。ただし、内示された係長の数を超えた係の編成はできない。

部・課組織の編成については、政策経営部長協議事項とする。

(2) 定数

職種別枠配分の範囲において、各課・係への配分は各部長の権限とする。公社等の定数は、所管部へ枠配分するものとする。ただし、公社分の枠を

所管部との間で調整する場合は、政策経営部長協議事項とする。

(3) その他

別に示す枠配分資料は、各部の枠を設定するための積算資料であり、最終的な部内における各課・係への配分や係編成を拘束するものではない。

組織・定数の部間移動等については、関係部であらかじめ調整の上、政策経営部長協議事項とする。

任用管理方針

1 採用管理について

(1) 技能系職員の退職不補充を継続する。

(2) 職員の採用にあたっては、財政状況や専門定型業務の外部化の推進状況、今後数年間の退職者数の推移、フルタイム勤務を希望する再任用職員の動向等を十分踏まえ、対応していく。

2 人材の育成と効果的活用

社会構造の変化を受け、複雑・高度化する行政課題に少数精鋭で的確に対応し、区民の信頼に応えていくため、職員の専門性を高め、キャリア形成に資する複線型人事制度に取り組む。

(1) 基礎能力の向上

時代や環境の変化にチャレンジし、区民の信頼に応え得る職員の育成に向け、人材育成基本方針に従い、職層研修を基礎とし、職務遂行能力の一層の向上を図る。

(2) 組織力を活かした人材育成

管理監督者のマネジメント力強化を図り、「目標による管理制度」や「プランニングシート」、「モチベーション・マネジメント」等により、職場における人材育成機能を高めていく。

(3) 研修カリキュラムの充実

実践的かつ効果的な研修が展開されるよう、研修カリキュラムの充実に努め、職員の能力開発・意識改革を促進させる。特に「政策形成能力・問題解決能力」育成プログラムは、入区1年目から体系的に進めていく。

(4) 自ら学び・成長する職員の支援

自らのキャリアプラン・キャリアビジョンを形成し、その実現に向けた学習・研究活動など、「自己成長・自己改革」に努める職員の支援を図る。

(5) 職員個別支援による人材活用

心身の故障等により思うように能力が発揮されていない職員に対し、支援プランの検討・実施や短期プログラムによる支援を進めていく。

(6) 複線型人事制度によるスペシャリスト人材の育成

専門性を必要とする特定の分野については、一定程度の職務経験を経た職員を対

象に、本人の意欲や適性、専門知識を活かせる人事配置を行うとともに、専門研修や外部派遣、講師養成講座など、計画的にジョブローテーションを進めることで、スペシャリスト人材の育成をしていく。

(7) 昇任制度の弾力化

主査から係長、係長から総括係長等の昇任に関しては、本人の意欲、健康状態等を把握し、年齢、合格年次にとらわれない柔軟な昇任を行う。

(8) 昇任選考受験率の向上

各昇任選考への受験率は依然として低い状況であり、特に、係長選考については申し込みの段階で必要数を割り込むような状況が続いている。

この状況を解決するため、キャリアデザイン手法による人材育成を進め、職員の昇任意欲を醸成していくとともに、係長職昇任選考については、推薦制度の定着を図るため、所属の事情を考慮して昇任時の異動を実施していく。

3 その他

(1) 技術系職員の効果的な活用を進めるため、従来、職種別に定数を管理している原則は維持しつつも、技術系職員の職域拡大等を考慮し柔軟な対応を図る。

(2) フルタイム勤務の再任用職員については、原則として常勤職員として取り扱い、管理職を除き退職時点における所属・ポストへ引き続き配置する。

定数各部配分枠

組織名称	平成26年度定数	
	常勤	非常勤
政策経営部	75	13
総務部	122	22
資産管理部	78	21
区民部	276	116
地域のちから推進部	293	142
産業経済部	57	40
福祉部	603	175
衛生部	226	53
環境部	237	47
都市建設部	408	79
会計管理室	19	0
教育次長	14	4
学校教育部	133	81
小中学校等	12	77
子ども家庭部	725	785
選管事務局	11	1
監査事務局	7	2
農業委員会	2	0
区議会事務局	16	2
区合計	3,314	1,660
勤福センター	7	8
生学公社	7	2
社福協議会	5	5
AUD	0	7
公社等合計	19	22
総合計	3,333	1,682



組織名称	平成27年度定数			
	常勤	増減	非常勤	増減
政策経営部	77	2	11	-2
総務部	122	0	22	0
資産管理部	74	-4	24	3
区民部	264	-12	84	-32
地域のちから推進部	293	0	137	-5
産業経済部	56	-1	39	-1
福祉部	604	1	181	6
衛生部	226	0	53	0
環境部	237	0	34	-13
都市建設部	403	-5	83	4
会計管理室	15	-4	0	0
教育次長	18	4	9	5
学校教育部	133	0	80	-1
小中学校等	10	-2	71	-6
子ども家庭部	701	-24	760	-25
選管事務局	11	0	1	0
監査事務局	7	0	2	0
農業委員会	2	0	0	0
区議会事務局	16	0	2	0
区合計	3,269	-45	1,593	-67
勤福センター	7	0	8	0
生学公社	7	0	2	0
社福協議会	5	0	5	0
AUD	0	0	8	1
公社等合計	19	0	23	1
総合計	3,288	-45	1,616	-66

【非常勤内訳】

退職	385
専門	1,297

【非常勤内訳】

退職	357
(前年比)	-28
専門	1,259
(前年比)	-38

【予算編成方針】

1 足立区の財政状況

(経常収支比率が改善)

わが国の景気は、内閣府の月例経済報告によると、当面、消費税率引上げの反動により弱さが残るものの、各種政策の効果が発現するなかで、緩やかな回復基調が続いている。海外景気の下振れが、引き続き下押しリスクとなっているが、設備投資の増加、企業収益や雇用情勢の改善など、緩やかに回復していくことが期待される。

区内経済の状況は、建設業の改善を中心に、売上額や収益等に緩やかな持ち直しがみられる。原材料や仕入れ価格が上昇し、国の回復基調ほどには至らないが、リーマンショック以前の状況に、少しずつ戻りつつある。

区の財政状況は、経常収支比率(平成25年度普通会計決算速報値)が81.6%となり、前年度に比べ5.5ポイント減と大きく改善した。

5年連続で適正水準である80%を超えたが、財政硬直化の黄色信号は薄くなった。平成25年度は、人件費や公債費が減少したことに加え、財政調整交付金・特別区税など、比率の分母となる歳入の経常的一般財源等が大きく増加したことが要因である。

(平成25年度決算の概要)

平成25年度の歳入総額は、2,630億円、歳出総額は2,542億円と、前年度比でそれぞれ5.7%、5.0%と規模が増大した。一般財源が増加した一方で、これからも増え続ける社会保障費、学校等の公共施設の施設更新など多くの行政課題に対応するため、財政調整基金の取崩しを抑え、かつ将来枯渇が想定される義務教育施設建設資金積立金への積立を行った。

歳入は、都区財政調整交付金が、財調原資の伸びに支えられ、基準財政需要額の算定の増加により、前年度に比べ77億円増の974億円となった。特別区民税は、納税義務者数の増加や徴収率の上昇等により、385億円となり、前年度より6億円増加した。

歳出は、伸び率の鈍化した扶助費が11億円の増加にとどまり、公債費の減、人件費抑制等により、義務的経費が前年度比較で6億円減少した。投資的経費は、鉄道立体化の促進事業、小・中学校の改築事業など85億円増加し、建設資材の高騰や労務単価の上昇もあり、施設更新経費のさらなる増大が見込まれている。

(平成27年度の課題)

平成27年10月から消費税が10%に引き上げられた場合、区の歳出は、物件費、維持補修費、普通建設事業費等の直接的影響だけで、25年度決算比で22億円程度の負担増が見込まれるほか、扶助費や補助金等にも間接的影響を生じる。

歳入面では、地方消費税交付金については、平成27年度は経過措置があり、25年度決算比で年額57億円の増収を見込んだ。消費税引上げ分60億円増については、社

会保障費関連経費に充てることになる。また、平成26年度税制改正大綱により、法人住民税法人税割の税率が改正され、消費税率10%段階では、地方交付税原資化をさらに進めるとされた。事業開始年度の関係で、平成27年度の影響はまだ一部だが、今後恒常的に財政調整交付金の原資が大きく減少し、その影響は当区にとって、年数十億円規模と見込まれる。また、平成26年度から税率が引き下げられた自動車取得税は、消費税率10%時に廃止とされている。

このように、平成27年度後半からは、制度そのものの改正により、財政面での基礎体力を奪われていくことになる。今後、大きく歳入構造が変化することを念頭に、予算編成に取り組まなければならない。

2 予算編成の基本的な考え方

(将来のためのスリム化を図る)

仮に、財政調整交付金が50億円減少すると仮定すると、この金額は、平成25年度に一般財源等で賄われた歳出1,607億円の約3%にあたる。一方で、経験のない急激な高齢化が進む中、人口減少を目前として、区として担うべき役割を見極め、着実に果たしていかなくてはならない。このため、消費税のさらなる引上げや行政需要の高まりを考慮しつつも、平成27年度当初フレーム(一般財源ベース)では、平成26年度当初規模以下を目標とした。子ども・子育て新システムや国保の広域化などの大きな制度変更を除くと、概ね平成26年度当初並のフレームとなったが、今後も、平成27年度単年度のみではなく、その先の将来を視野に入れ、スリム化を図るため、さらなる歳入増加や事業精査、歳出削減に努めていかなくてはならない。

このため、各部は次の取組みを行うこと。

- (1) 新規拡充事業に要する財源については、原則として優先度の低い既存事業の見直しや独自の歳入確保により、各部で対応すること。
- (2) 各部の部長は、予算に反映させるべき課題の整理を行い、包括予算制度で与えられた権限と責任のもとで、資源の最適配分に最大限に努めること。
- (3) 各部の部長は、部内の職員一人ひとりが担当する事業や施設のコストを十分認識するように指導するとともに、職員自らが事業の必要性、有効性、将来の影響等を再検証し、事業の選択と集中が徹底される職場づくりをすること。
- (4) 各部の部長は、国・都等の補助金など特定財源の確保に努めること。また、債権管理の適正化を図り、収納率を向上させるとともに、受益者負担の見直しを実施し、区の安定的な財源となる税外収入の確保を図ること。

平成27年度予算は、今後の財政負担を考慮し、将来に備えて区が果たすべき課題に取り組む予算として、全庁を挙げた徹底的な事務事業の見直しにより財源を捻出し、「治安、学力、困窮の連鎖、健康」の4つのボトルネック的課題の解決に向けて、関連する事業に配分していくことを基本として編成することとする。

3 平成27年度予算編成事務処理方針

(1) 政策的経費について

平成27年度予算編成に向けた各部長と区長との事前協議の結果を踏まえ、査定を経て「子ども」「暮らし」「まちづくり」等の分野を明示した上で、包括予算の枠内に財源を配分する。

全体計画など後年度の負担を十分精査した上で必要な経費を計上すること。

(2) 投資的事業経費について

中期財政計画との整合性を考慮し、各部の要求を財政課が査定し計上する。

緊急かつ安全・安心上必要な事業については、事前協議の上、要求額を計上すること。要求にあたっては、維持管理など将来負担、労務単価の改定や建設資材の高騰を考慮した上で積算し、要求事業の部内での優先順位を明確にすること。

(3) 経常的事業経費（枠内）について

平成25年度決算額及び事務事業評価結果並びに平成27年度における各部の特殊事情等を勘案し、包括予算の枠として財源を配分する。

配分された一般財源に、見込まれる特定財源を加えた額の範囲内で必要な経費を計上すること。

また、各部の予算編成結果について財政課と各部の相互確認を図るため、包括予算編成後に内容精査を実施する。

(4) 経常的事業経費（枠外）について

各該当事業の要求額を財政課が査定し計上する。

要求にあたっては、経費を厳格に見積り、積算資料を財政課に提出すること。

(5) 事務事業の見直しについて

各部は全ての事務事業について行政評価を徹底し、各事業の必要性、効果等を再度ゼロベースで見直し、予算に反映させること。特に平成25年度決算において執行率の低い事務事業は、原因を分析し、見直しを行うこと。

また、補助金については交付実績を点検し、目標を達成したものや効果が薄れたものは積極的に見直すこと。

3年ローリングで実施している事務事業の見直しについては、庁内評価・区民評価の結果を踏まえて検討すること。見直しの基本的視点は、次のとおりとする。

事業の必要性、有効性、優先度の見直し

事業や施設の整理・統合

民間活力の活用によるコストの縮減

事業手法の見直し、効率化

組織体制、人員等の見直し

受益者負担等の見直し

税外収入の確保

債権管理の適正化と収納率の向上

4 平成27年度予算フレーム（一般財源ベース）

平成27年度の財政規模は、労務単価の上昇・建設資材の高騰、消費税引上げ等を見込み、歳入が1,594億円、歳出が1,625億円と予測した。歳入の不足分32億円については、財政調整基金等の取崩しによる財源対策を行う必要がある。

（1）経常的事業

政策的経費を含む各部包括予算枠及び枠外経費の算定の結果、1,442億円と予測した。

（2）投資的事業

小・中学校の保全事業、小学校の改築事業、建築物耐震化促進事業等の経費を見込み、102億円と予測した。なお、施設営繕事務の見直しにより一元化した施設営繕経費は、資産管理部に配分した。

（3）公債費

区債の返済額の算定結果から、満期一括償還に対する減債基金の取崩しによる補てん分を控除し、81億円と予測した。

5 平成27年度包括予算

平成27年度における包括予算額は、投資的事業経費及び経常的事業経費で枠外経費とするものを除く経費について、政策的経費を含めて、別紙のとおり各部に配分した。下記の事項に留意して、予算編成にあたられたい。

（1）地方自治法に定める会計年度独立の原則、総計予算主義の原則、予算公開の原則等の予算原則、財政規律を遵守し、包括予算制度の趣旨を踏まえた上で、各部長の責任において予算を編成すること。

（2）予算編成にあたっては、必ず一般財源ベースで判断すること。

（3）特定財源については確実な歳入を見込んだ上、的確な額を計上すること。

（4）事業執行に部間の連携等が必要な事業については、各部間で協議を行い、効率的執行や最大限の相乗効果が出るように事業を計画すること。

（5）新規拡充事業には、各部で財源確保を図ること。

（6）特定財源（国庫補助金等）が削減された場合は、事業の見直し等で対応すること。

また、補助率の変更など特定財源に関する情報を得た場合は、速やかに財政課及び関係所管に情報提供を行うこと。

（7）将来の財源推移等を踏まえた中長期的な視点及び行財政運営方針で掲げた重点目標を踏まえて事業の選択及び再構築を行うこと。

（8）議会の審議状況、審議会答申、世論調査など区民要望を十分把握すること。

（9）施設・設備の法定点検など安全に係る必要な措置等について十分留意すること。

（10）消費税については、平成27年10月から10%に引き上げられることを見込むこと。

(別紙)

平成27年度 包括予算 各部別一覧表

【単位:千円】

経常的事業(一般財源ベース)			
部 名	総 額	内 訳	
		事業費	人件費
政策経営部	2,967,437	2,272,065	695,372
総務部	5,581,820	1,010,164	4,571,656
資産管理部	1,637,032	928,415	708,617
区民部	1,923,116	217,394	1,705,722
地域のちから推進部	8,497,247	5,564,482	2,932,765
産業経済部	2,057,612	1,355,234	702,378
福祉部	16,275,662	10,771,506	5,504,156
衛生部	5,941,111	3,848,571	2,092,540
環境部	7,406,592	5,281,527	2,125,065
都市建設部	7,030,219	3,297,205	3,733,014
会計管理室	220,207	93,007	127,200
学校教育部	12,784,301	10,832,222	1,952,079
子ども家庭部	21,491,364	13,874,202	7,617,162
選挙管理委員会事務局	410,216	313,458	96,758
監査事務局	90,521	9,271	81,250
区議会事務局	321,758	179,122	142,636
合 計	94,636,215	59,847,845	34,788,370

枠外経費は含まない。

退職金は、総務部の人件費に計上している。

事業費・人件費については、組織定数の最終内示に合わせて調整をする。